

令和 8 年度 障がい者を対象とした 弘前市会計年度任用職員募集案内

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、以下のとおり障がい者を対象として会計年度任用職員を通年で募集します。

今年度から長期で申込を受け付け、3期に分けて選考を実施しますので、自身の就労に向けた準備状況等について十分考慮した上で申込をおこなってください。

申込期間	第1期： 7月15日(水) ～ 9月30日(水) 第2期： 10月 1日(木) ～ 11月26日(木) 第3期： 11月27日(金) ～ 1月29日(金) ※第1期から第3期のうち、1人につき1度だけ申込することができます。 ※採用予定者が採用予定人数に達した場合、募集を終了することがあります。
-------------	--

1 募集職種、採用予定人数、雇用期間及び業務内容

募集職種	事務員
採用予定人数	6人程度
雇用期間	
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで ※以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回（令和11年度）まで）。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。	
職務内容	
【雇入れ時】 ・パソコン（エクセル、ワード等）を使用したデータ入力、書類のチェック作業 ・窓口対応、電話対応 ・上記のほか、配属先の所属長が定める事務 【変更の範囲】 変更無し	

2 応募資格

次の（１）及び（２）の条件を満たす人が応募できます。

（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている人

※手帳等は申込日及び選考試験日当日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターが発行する知的障がい者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

（２）地方公務員法第16条に定める欠格条項（次のアからウ）のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考スケジュールと採用までの流れ

（１）選考スケジュール

期間区分	募集期間	一次合否通知	第二次選考	最終合否通知
第１期	7月15日（水）～ 9月30日（水）	10月上旬	10月下旬	10月末頃
第２期	10月1日（木）～ 11月26日（木）	12月上旬	12月中旬	12月下旬
第３期	11月27日（金）～ 1月29日（金）	2月上旬	2月中旬	2月下旬

（２）採用までの流れ

- ① 選考申込【インターネット】
- ② 申込完了通知【メール】
- ③ 第一次選考（書類選考）合否及び第二次選考日程通知【メール】
- ④ 第二次選考（個人面接）
- ⑤ 最終合否通知【メール】
- ⑥ 採用前面談（勤務時間、配慮事項等確認）
- ⑦ 勤務開始（原則、令和9年4月1日）

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	弘前市役所の各部署 (本庁舎以外の市の施設のほか、教育委員会、上下水道部も含みます。)
勤務場所	【雇入れ時】弘前市大字上白銀町1番地1 ほか ※配属先により、勤務場所が異なります。 【変更の範囲】原則変更無し ※ただし、人事異動対象となる場合は、市の各部署での勤務の可能性があります。
勤務時間等	(1) 勤務日は、原則として、月曜日～金曜日 (2) 面接や採用前面談の内容をふまえた調整を行ったうえで、以下のいずれかのパターンでの勤務を決定します。 ①週5日、30時間勤務の場合は、8:30～17:00の間のうち6時間勤務 ②週4日、30時間勤務の場合は、8:30～17:00の間のうち7時間30分勤務 (3) 休憩時間は原則45分間です。 (4) 業務の必要性により、時間外勤務・休日勤務が発生する場合があります。 (5) 原則として、週30時間としますが、障がいの特性により短縮を考慮することがあります。

※採用にあたっては、障がいの特性に配慮しますが、配属先の指定はできません。

5 休暇

(1) 年次有給休暇：

任用時に10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇（取得条件あり）：

【有給】病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇

【無給】療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間

6 給与等

(1) 給料／報酬

月額 151,587円（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。

(2) 通勤手当／費用弁償

通勤方法と距離に応じて支給（片道 2 km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代（1 か月当たり月額 150,000 円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内）

(3) 期末・勤勉手当

6 月と 12 月に関係規定に基づき支給（在職期間や勤務成績等に応じて増減あり）

(4) 給与締切日 月末締め

(5) 給与支払日 当月 21 日

7 社会保険等

社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。

8 申込方法

申込方法	<u>インターネットのみ</u>（スマートフォンやタブレット端末でも可） ※インターネットでの申込が困難な場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。 (1) 弘前市ホームページの障がい者を対象とした募集案内ページに掲載されている「申込入力方法説明書（インターネットによる受験申込用）」を必ず確認のうえ、案内に従ってお申し込みください。 ○弘前市電子申請・届出システム URL https://apply.e-tumo.jp/city-hirosaki-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23024  (2) 申込内容送信後、「申込完了通知」が自動で送信されます。そこに記載された整理番号とパスワードは申込内容を確認する際に必要になりますので、大切に保存してください。 <u>※申込フォームで顔写真データを登録してもらいます。</u> 写真は最近 6 か月以内に撮影したもので、本人単身、上半身、脱帽、正面向きのものを用意してください。携帯電話等で撮影したものでも可としますが、登録できるファイル形式は画像（jpg、jpeg）のみです。
面接時の持参物	面接試験の際には次のものを必ず持参してください。 ・「2 応募資格」の（1）に記載のいずれの手帳等の写し ・筆記用具
問い合わせ先	総務部人事課人事研修係 （電話 0172-35-1119（直通）、メール jinji@city.hirosaki.lg.jp） 〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1 番地 1 前川本館 2 階

9 選考方法

- (1) 第一次選考 書類選考 ※「自己アピール」について400字程度の作文を提出。

※一定時間経過するとタイムアウト（時間切れ）により最初から入力しなおす必要がありますので、入力画面最下段の「入力中のデータを一時保存」を活用するか、事前に作文をメモアプリ等に作成し、コピー＆ペーストできるようにしてから入力を開始してください。

- (2) 第二次選考 個人面接

※面接日程の詳細は書類選考通過者にメールにて通知します。

10 選考上の配慮について

受験に際して何らかの配慮を希望される方は、申込書の「選考上の要望事項」欄に記入してください。

(参考) ○聴覚障害のある方 試験官の発言事項の書面伝達、手話通訳

○車イスの使用、介助犬・補助犬等の同伴

○市役所駐車場の利用（本人が自動車でなければ来られない場合）

※内容によっては、選考の実施上配慮できない場合もあります。

※申込書への記入がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

11 服務について

任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。

また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

(2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）

(3) 秘密を守る義務（同法第34条）

(4) 職務に専念する義務（同法第35条）

(5) 政治的行為の制限（同法第36条）

(6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

12 兼業・副業について

営利企業への従事（兼業・副業）については、一律に禁止するものではありませんが、行う場合には届出が必要となります。内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分の対象となることがあります。